

福井市放課後児童クラブ事業等業務 実施事業者募集要領

令和8年8月

福井市

1 募集概要

(1) 目的

福井市では、保護者が就労等により昼間家庭で保育することができない児童に対し、安全安心に過ごせる生活の場を提供するとともに、児童の健全な育成を図ることを目的とする、児童福祉法第6条の3第2項に基づく「放課後児童健全育成事業」（以下「児童クラブ事業」という。）を実施している。

また、児童クラブ事業と併せて、一部の児童クラブにおいては、児童に健全な遊びの機会を提供し、その健康の増進及び情操の育成を図ることを目的として「げんキッズ育成事業」を実施している。

本募集要領は、これらの事業の目的を達成するため、当該業務を適切かつ効果的に実施できる事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものである。

(2) 業務実施場所

実施場所	種別	名称及び住所	規模
① 森田東 小学校区	児童クラブ事業	(新設・仮) 森田東児童クラブ (八重巻町第4号33番地1 森田東小学校内)	支援の単位：2 定員：100名 (予定)
② 木田 小学校区	児童クラブ事業	木田児童クラブ (春日町221番地1 旧木田公民館内)	支援の単位：2 定員：70名
		第2木田児童クラブ (木田1丁目1406番地 旧木田保育園2階)	支援の単位：2 定員：70名
③ 春山 小学校区	児童クラブ事業 げんキッズ育成 事業	さくら児童クラブ、さくらじどうかん (文京3丁目13番1号 春山小学校内)	支援の単位：2 定員：60名

※①から③に掲げるクラブについては、それぞれ別の事業者による実施を基本とする。1事業者が複数の申込みを行うことはできない。

※②については、現在2か所のクラブを同一の事業者が実施していることから、業務の円滑な引継ぎに配慮し、当該2か所のクラブについては同一事業者による実施とする。

※③については、児童クラブに加え、さくらじどうかん（げんキッズ育成事業）についても一体的に募集するものとする。

(3) 委託期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

※選定事業者となった日から令和9年3月31日までは業務実施準備期間とする。業務実施準備期間に係る経費については、受託者の負担とする。

(4) 業務内容

ア 児童クラブ事業

別添「福井市放課後児童クラブ設置及び事業実施要綱」のとおり

イ げんキッズ育成事業（実施場所③に限る）

別添「げんキッズ育成事業実施要綱」のとおり

(5) 留意事項

ア 本プロポーザルは、福井市の令和9年度当初予算の成立を前提に事業化される停止条件付業務であり、契約の締結については令和9年度当初予算が成立した後とする。

イ（実施場所②及び③に限る）業務の安定的な継続及び利用者サービスの維持向上を図るため、請負業者が変更した場合であっても雇用継続を希望する職員については、継続雇用を基本としつつ、本人の意向や資格要件等を踏まえ、可能な限り雇用の継続に配慮すること。

ウ（実施場所③に限る）げんキッズ育成事業における職員配置については、常勤の責任者（館長）1名を配置するとともに、別途、常勤の勤務時間を満たす職員を1名以上配置すること。

※常勤とは、週の勤務時間が30時間以上かつ勤務日数が週5日以上であることをいう。

エ 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

オ 本業務の実施に当たっては、児童クラブ事業に関係する関係法令等を遵守すること。特に、次に掲げる法令等に留意すること。また、こども家庭庁が定める「放課後児童健全育成事業実施要綱及び子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づき、適切な運営に努めること。

- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ・ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）
- ・ 放課後児童クラブ運営指針（令和7年1月22日付けこ成環第16号）
- ・ 福井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年福井市条例第32号）

2 参加資格

(1) 本プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、法人であって、本市内に本店又は営業所等を有し、本業務を適切に履行できる体制を確保している者とする。

(2) 令和5年4月1日以降に児童福祉法第6条の3第2項に規定する児童クラブ事業又はこれに類似する業務（放課後子ども教室を実施する業務、保育所、幼稚園、同法第40条に規定する児童厚生施設等を運営する業務、その他市長が適当と認める業務をいう。）の実績を有する者であること。

(3) 参加者は、次のいずれの要件も満たすものでなければならない。

ア 公表日から受託候補者特定の日までの間において、福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領（平成14年4月1日施行）による指名停止又は指名除外を受けている者でないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てをしている者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

オ 役員（役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないこと又は役員が暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

カ 参加申込みをする時点において、本プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。

① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。）

② 親会社（個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係

③ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係

④ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係

キ 本プロポーザルに事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する組合又は団体をいう。）として参加する場合は、その組合員又は会員でないこと。

ク 参加者及びその代表者が、税（国税、県税及び市税）等を滞納していないこと。

ケ 福井市一般業務の委託に係る競争入札参加資格等に関する要綱（平成11年12月20日施行）の規定に基づき、福井市一般業務競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている又は公表日から企画提案書の提出期限までの間に福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出済みであること。なお、申請書を提出中の場合、要綱第5条の規定に基づく資格の審査の結果、資格者名簿に登録されなかった時点で本プロポーザルに関する参加資格を喪失するものとする。

3 委託料

本プロポーザルにより選定された受託候補者に対しては、児童クラブ事業について、実施要綱に基づき、令和9年度から業務実施に係る委託料を支払うものとする。(業務に係る消費税及び地方消費税は、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項及び別表第2第7号に該当するため、非課税として取り扱う。)

また、げんキッズ育成事業については、年額6,318千円(令和8年度の委託料)を支払うものとする。

なお、実施要綱に記載の児童クラブ事業に係る委託料及びげんキッズ育成事業委託料については、令和9年度以降変更となる場合があるが、本プロポーザルにおける収支計画の作成にあたっては、現行の実施要綱に基づくこととする。

(参考)

児童クラブ事業業務委託料

令和8年度実施要綱における該当箇所を参照のこと。

項 目	委 託 料 の 内 容												
基 本 額	1 児童クラブごとの登録児童数に応じ、下表のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録児童数</th><th>委託料(円/年)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9人以下</td><td>3,903,000</td></tr> <tr> <td>10～19人</td><td>4,345,000</td></tr> <tr> <td>20～29人</td><td>5,461,000</td></tr> <tr> <td>30～35人</td><td>5,882,000</td></tr> <tr> <td>36人以上</td><td>6,525,000</td></tr> </tbody> </table> ※年間開設日数250日としての基本額 ※児童館及びじどうかん(以下「児童館等」という。)で児童クラブを運営している場合又は同一建物内で複数の児童クラブを運営している場合は基準額の90%(千円未満切り捨て)とする。	登録児童数	委託料(円/年)	9人以下	3,903,000	10～19人	4,345,000	20～29人	5,461,000	30～35人	5,882,000	36人以上	6,525,000
登録児童数	委託料(円/年)												
9人以下	3,903,000												
10～19人	4,345,000												
20～29人	5,461,000												
30～35人	5,882,000												
36人以上	6,525,000												
支援の単位加算	児童数50名以上で、複数の支援の単位に分ける場合、一の支援の単位を構成する登録児童数に応じ、下表のとおり加算する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録児童数</th><th>委託料(円/年)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10～19人</td><td>1,631,000</td></tr> <tr> <td>20～29人</td><td>1,957,000</td></tr> <tr> <td>30人以上</td><td>2,610,000</td></tr> </tbody> </table> ※児童館等で児童クラブを運営している場合又は複数の児童クラブを同一の建物で運営している場合は基準額の90%(千円未満切り捨て)とする。	登録児童数	委託料(円/年)	10～19人	1,631,000	20～29人	1,957,000	30人以上	2,610,000				
登録児童数	委託料(円/年)												
10～19人	1,631,000												
20～29人	1,957,000												
30人以上	2,610,000												
開設日数加算	300日を限度として、年間開設日数250日を超える分について、1日当たり28,000円を加算する。 ※複数の児童クラブを同一の建物で運営している場合、基準額を1日当たり25,000円とする。 ※児童館等で児童クラブを運営している場合、本加算を適用しない。												

	※利用人数の少ない土曜日等において、2つ以上の児童クラブが合同で実施する場合は、当該土曜日等はいずれか1つの児童クラブの開設日数として計上すること。ただし、各児童クラブが第2条第3項の基準を満たしている場合はこの限りでない。なお、どちらの開設日数に含めるかは、原則当該土曜日等における放課後児童支援員などの配置状況により決定すること。												
基本額	1 児童館等以外で実施する場合 1 児童クラブごとの登録児童数に応じ、下表のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録児童数</th><th>委託料（円／年）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9人以下</td><td>2,733,000</td></tr> <tr> <td>10～19人</td><td>3,154,000</td></tr> <tr> <td>20～29人</td><td>4,685,000</td></tr> <tr> <td>30～35人</td><td>4,955,000</td></tr> <tr> <td>36人以上</td><td>5,117,000</td></tr> </tbody> </table> ※年間開設日数 250 日としての基本額	登録児童数	委託料（円／年）	9人以下	2,733,000	10～19人	3,154,000	20～29人	4,685,000	30～35人	4,955,000	36人以上	5,117,000
登録児童数	委託料（円／年）												
9人以下	2,733,000												
10～19人	3,154,000												
20～29人	4,685,000												
30～35人	4,955,000												
36人以上	5,117,000												
	2 児童館等で実施する場合 1 児童クラブごとの登録児童数に応じ、下表のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録児童数</th><th>委託料（円／年）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9人以下</td><td>3,126,000</td></tr> <tr> <td>10～19人</td><td>3,600,000</td></tr> <tr> <td>20～29人</td><td>4,216,000</td></tr> <tr> <td>30～35人</td><td>4,459,000</td></tr> <tr> <td>36人以上</td><td>4,862,000</td></tr> </tbody> </table> ※年間開設日数 250 日としての基本額	登録児童数	委託料（円／年）	9人以下	3,126,000	10～19人	3,600,000	20～29人	4,216,000	30～35人	4,459,000	36人以上	4,862,000
登録児童数	委託料（円／年）												
9人以下	3,126,000												
10～19人	3,600,000												
20～29人	4,216,000												
30～35人	4,459,000												
36人以上	4,862,000												
支援の単位加算	1 児童館等以外で実施する場合 児童数 50 名以上で、複数の支援の単位に分ける場合、一の支援の単位を構成する登録児童数に応じ、下表のとおり加算する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録児童数</th><th>委託料（円／年）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10～19人</td><td>1,279,000</td></tr> <tr> <td>20～29人</td><td>1,535,000</td></tr> <tr> <td>30人以上</td><td>2,046,000</td></tr> </tbody> </table>	登録児童数	委託料（円／年）	10～19人	1,279,000	20～29人	1,535,000	30人以上	2,046,000				
登録児童数	委託料（円／年）												
10～19人	1,279,000												
20～29人	1,535,000												
30人以上	2,046,000												
	2 児童館等で実施する場合 児童数 50 名以上で、複数の支援の単位に分ける場合、一の支援の単位を構成する登録児童数に応じ、下表のとおり加算する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録児童数</th><th>委託料（円／年）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10～19人</td><td>486,000</td></tr> <tr> <td>20～29人</td><td>972,000</td></tr> <tr> <td>30人以上</td><td>1,312,000</td></tr> </tbody> </table>	登録児童数	委託料（円／年）	10～19人	486,000	20～29人	972,000	30人以上	1,312,000				
登録児童数	委託料（円／年）												
10～19人	486,000												
20～29人	972,000												
30人以上	1,312,000												
開設日数加算	300 日を限度として、年間開設日数 250 日を超える分について、1 日当たり 21,000 円を加算する。 ※利用人数の少ない土曜日等において、2つ以上の児童クラブが合同で実施する場合は、当該土曜日等はいずれか1つの児童クラブの開設日数として計上すること。ただし、各児童クラブが第2条第3												

	項の基準を満たしている場合はこの限りでない。なお、どちらの開設日数に含めるかは、原則当該土曜日等における放課後児童支援員などの配置状況により決定すること。 ※児童館等で児童クラブを運営している場合、本加算を適用しない。												
障がい児受入 加算	障がい児を受け入れる場合、人件費補助として1児童クラブ当たり年額2,232,000円を加算する。 ※障がい児としての認定については、身体障害者手帳、療育手帳又は特別児童扶養手当証書の所持を要件とする。ただし、医師又は児童相談所等公的機関による障害を有する証明が得られる場合は、この限りでない。 ※当該加算の適用を受けようとする場合は、上記の身体障害者手帳等の写しを提出すること。												
障がい児受入 支援加算	受け入れる障がい児の数ごとに、1児童クラブ当たり下表のとおり加算する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>障がい児数（人）</th><th>委託料（円／年）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2名</td><td>150,000</td></tr> <tr> <td>3名</td><td>300,000</td></tr> <tr> <td>4名以上</td><td>450,000</td></tr> </tbody> </table> ※当該加算の適用を受けようとする場合は、人数分の身体障害者手帳等の写しを提出すること。	障がい児数（人）	委託料（円／年）	2名	150,000	3名	300,000	4名以上	450,000				
障がい児数（人）	委託料（円／年）												
2名	150,000												
3名	300,000												
4名以上	450,000												
小規模児童クラブ 支援加算	登録児童数が19人以下となる場合、人件費補助を目的として1児童クラブあたり年額697,000円を加算する。 ※児童館等で児童クラブを運営している場合、本加算を適用しない。												
送迎支援加算	受託法人等が児童を車両等で送迎する場合、1児童クラブ当たり581,000円を限度として必要経費を加算する。												
新規開設加算	児童クラブを新規開設する場合、遊具、図書、その他備品等を購入し事業開始に必要な整備を行うため、開設初年度に限り下表のとおり登録児童数に応じた額を加算する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録児童数（人）</th><th>加算額（円／年）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9人以下</td><td>100,000</td></tr> <tr> <td>10～19</td><td>200,000</td></tr> <tr> <td>20～35</td><td>300,000</td></tr> <tr> <td>36～49</td><td>400,000</td></tr> <tr> <td>50～70</td><td>500,000</td></tr> </tbody> </table>	登録児童数（人）	加算額（円／年）	9人以下	100,000	10～19	200,000	20～35	300,000	36～49	400,000	50～70	500,000
登録児童数（人）	加算額（円／年）												
9人以下	100,000												
10～19	200,000												
20～35	300,000												
36～49	400,000												
50～70	500,000												
電気料等高騰対策加算	事業にかかる光熱水費等を受託法人等が負担する場合、1児童クラブ当たり年額400,000円を限度として、実績額に基づいて積算した負担相当額を加算する。ただし、本事業のみ実施している法人所有の施設で、かつ当該支出が2年以上連続して400,000円を超過する場合は、年額600,000円を限度として超過年度の支出平均額を加算することができる。 ※児童館等で児童クラブを運営している場合、本加算を適用しない。 ※当該加算の適用を受けようとする場合は、算定の積算資料として												

	1年間（前年または前年度）の当該支出の証拠書類等の写しを提出すること。
施設等 賃借料加算	事業を実施するための建物等賃借料（土地代含む）を受託法人等が負担することとなる場合、1児童クラブ当たり年額600,000円を限度として負担相当額を加算する。 ※ただし、児童館等で児童クラブを運営している場合、本加算を適用しない。
放課後児童支援員 キャリアアップ 処遇改善加算	県又は政令指定都市の認定を受けた放課後児童支援員に対し、経験年数や研修実績等に応じて段階的に賃金改善の仕組みを設け、その賃金改善に必要な経費を次のとおり加算する。 (1)放課後児童支援員 対象職員1人当たり131,000円上限 (2)概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、市が認める研修を受講した者を配置 対象職員1人当たり263,000円上限 (3)(2)の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、児童クラブ長の立場にある者を配置 対象職員1人当たり394,000円上限 ※1児童クラブ当たり年額919,000円を限度とする。
放課後児童支援員等処遇改善加算	児童クラブで働く職員の処遇の改善のため、支援の単位ごとに次により算出された額の合計額を加算する。 11,000円×賃金改善対象者数×事業実施月数 ※「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1か月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤1か月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。

【備考】

別表中にある登録児童数とは、年度当初において、年間を通じて継続的かつ恒常的に児童クラブを利用する見込みのある児童の数のことをいう。

4 申請に関する事項

(1) スケジュール

募集要領等の公表	令和8年8月17日（月）から
質問の受付	令和8年8月28日（金）13時まで
質問に対する回答	令和8年9月 2日（水）予定
参加申込書の提出	令和8年9月 7日（月）13時まで
参加資格審査結果通知	令和8年9月11日（金）予定
企画提案書の受付	令和8年9月25日（金）13時まで
審査委員会	令和8年10月上旬予定
選定結果通知	令和8年10月中旬予定
業務委託開始	令和9年4月1日（木）

(2) 説明会

説明会の開催はなし。

(3) 質問の受付及び回答

質問がある場合は、質問票（様式第7号）に記入し、「8 担当部署（提出・問合せ先）」に記載のアドレス宛てに電子メールで8月28日（金）13時までに提出すること。なお、その他の方法（電話・来訪等での口頭等）による質問は受け付けない。

質問に対する回答は9月2日（水）までにホームページ上に掲載する。

(4) 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加申込書を提出すること。提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。なお、参加申込みにかかる一切の費用は、参加申込書を提出した者（以下「応募者」という。）の負担とする。

ア 提出書類等

次表に掲げる書類「正本：①～⑨」1部を書類及び電子データで提出すること。

なお、書類にあたっては次の（ア）、（イ）のとおり作成し、提出を行うこと。

（ア）フラットファイル（A4版縦形）に綴じて、表紙及び背表紙に

「福井市放課後児童クラブ事業等業務実施事業者参加申込書」及び事業者名を記入すること。

（イ）インデックス番号を記載したインデックスラベルを各書類の先頭ページに貼付すること。

※ファイル内の書類はホチキス等でとめないこと。

インデックス	提出書類名称	様式
	参加申込書	様式第1号
①	誓約書	様式第2号
②	法人概要	様式第3号
③	事業実績（同種事業又は類似事業の実績） ※事業実績を示す書類（契約書、報告書等の写し）を添付	様式第4号
④	定款又は寄付行為：最新のもの（写し可）	任意様式
⑤	履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）：参加申込書提出日以前3か月以内に発行されたもの（写し可）	各種証明書
⑥	法人の決算関係書 （資金収支計算書、事業活動収支計算書又は損益計算書、貸借対照表、財産目録等）：直近3事業年度分（写し可） ※法人税申告書（決算書含む）：直近1期分（該当する場合に限る。）	任意様式
⑦	納税証明書 ・国税未納がないことの証明（「法人税」及び「消費税等」）	各種証明書

	・県税滞納がないことの証明 ・市税滞納がないことの証明（全税目で法人市民税の記載のあるもの）（直近2年分） ※参加申込書提出日以前3か月以内に発行されたもの（写し可）	
⑧	組合員名簿及び組合定款 ※中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の場合	任意様式

イ 受付期間

令和8年9月7日（月）13時まで（必着）

※土日、祝日を除く。

ウ 提出場所、送信先

福井市こども未来部こども育成課

福井市大手3丁目10-1 福井市役所別館2階

kodomoikusei@city.fukui.lg.jp

※書類は直接持参すること。その他の方法による提出には応じない。

※電子データは、「8 担当部署（提出・問合せ先）」に記載のアドレス宛てに電子メールで提出すること。

（5）参加資格審査結果通知書の送付

応募者のうち、参加資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知する。

ア 通知日 令和8年9月11日（金）（予定）

イ その他

参加資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により参加が認められなかった理由の説明を求めることができるものとする。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加申込書提出先まで提出しなければならない。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

（6）企画提案書の提出

参加申込書を提出し、参加資格が認められた場合、次のとおり企画提案書を提出すること。提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。なお、提出にかかる一切の費用は、企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）の負担とする。

ア 提出書類等

次表に掲げる書類「正本：①～④」１部、「副本：①～④」８部及び電子データで提出すること。なお、書類にあたっては次の（ア）、（イ）のとおり作成し、提出を行うこと。

（ア）フラットファイル（Ａ４版縦形）に綴じて、表紙及び背表紙に「福井市放課後児童クラブ事業等業務実施事業者提案書」及び事業者名を記入すること。

（イ）インデックス番号を記載したインデックスラベルを各書類の先頭ページに貼付すること。

※ファイル内の書類はホチキス等でとめないこと。

※インデックス②、③については、参加申込書に添付したものと同一ものを添付して提出すること。

インデックス	提出書類名称	様式
①	企画提案書（鑑）	様式第５号
②	法人概要	様式第３号
③	事業実績（同種事業又は類似事業の実績）	様式第４号
④	事業計画書	様式第６号

イ 受付期間

令和８年９月２５日（金）１３時まで（必着）

※土日、祝日を除く。

ウ 提出場所、送信先

福井市こども未来部こども育成課

福井市大手３丁目１０－１ 福井市役所別館２階

kodomoikusei@city.fukui.lg.jp

※書類は直接持参すること。その他の方法による提出には応じない。

※電子データは、「８ 担当部署（提出・問合せ先）」に記載のアドレス宛てに電子メールで提出すること

５ 審査に関する事項

（１）選定方法

受託候補者の選定に当たっては、市は外部委員を含む審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会において「ウ 審査基準」に基づき、「１ 募集概要（２）業務実施場所①～③」（以下「各業務実施場所」という。）ごとに提案内容の評価（採点）を行い、その点数により優先順位を決定する。

委員会による評価に当たっては、書類審査及びヒアリングを実施するものとする。ただし、各業務実施場所における提案者が５者以上であった場合は、委員会による書類審査を行

い、上位4者を対象としてヒアリングを実施する。

評価総点数において、同点の者がある場合は、審査委員の投票により、多数決で当該同点者の順位を決定するものとする。なお、票数が同数の場合は、委員長の判断により決定する。評価（採点）の結果、上位2位までの者を受託候補者及び次点受託候補者（以下「候補者」という。）とする。ただし、評価の総点数が60点未満の場合は候補者として選定しない。

各業務実施場所における提案者が1者のみの場合であっても、委員会による評価を実施する。

ア 実施日 令和8年10月上旬（予定）

※参加資格審査結果通知にあわせ、実施会場、実施時間を提案者に通知する。

イ 実施方法

- ・ヒアリングは30分程度とし、プレゼンテーションは実施せず、提出書類に基づく質疑応答のみを行う。ただし、進行スケジュールにより変更する場合がある。
- ・出席者は4名以内とする。
- ・当日の企画提案書の差し替え及び追加資料の配布は認めない。

ウ 審査基準 別添「審査基準表」のとおり

（2）選定結果の通知

選定結果については、提案者全者に対して令和8年10月中旬（予定）に書面で通知するとともに、市ホームページで公表する。

（3）申請上の留意事項

- ・提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。ただし、誤字の訂正ややむを得ない事情があると市が認めた場合は、変更ができるものとする。
- ・提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。
- ・提出書類は返却しない。
- ・提出書類は本プロポーザル実施以外の目的では使用しない。
- ・書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、応募者及び提案者の負担とする。
- ・福井市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が業務を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。
- ・本プロポーザル実施に関する情報については、随時、市ホームページに掲載する。
- ・書類提出後に辞退する場合は、参加辞退届（任意様式）を提出すること。

6 失格事項

(1) 次のいずれかに該当する場合は、候補者として選定を受け、また受託候補者となることができない。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 募集要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 審査委員に任命された者が候補者の役員等の職についている場合
- カ 福井市議会議員政治倫理条例（平成14年福井市条例第21号）第4条の規定に該当する場合
- キ 福井市長の政治倫理に関する条例（平成17年福井市条例第21号）第21条及び同施行規則（平成17年福井市規則第83号）第23条の規定に該当する場合
- ク 福井市非常勤特別職員が役員等に從事している者（ただし、各種審議会等委員は除く。）
- ケ 審査委員に、働きかけなどの行為を行ったことを市が確認した場合
- コ 宗教活動や政治活動を目的とした法人又は団体である場合
- サ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対をすることを目的とした法人又は団体である場合

(2) 令和9年4月1日の契約時点で、福井市一般業務の委託に係る競争入札参加資格に関する要綱（平成11年12月20日施行。）の規定に基づき、資格者名簿に登録されていない者は、受託候補者となることはできない。

7 受注者の確定

- (1) 市は選定結果の通知後、選定した受託候補者と委託契約の内容・業務開始に向けて協議した上で、受注者として確定する。なお、協議に必要な書類は、本市の依頼により受託候補者が適宜準備することとし、その費用は受託候補者が負担するものとする。
- (2) 市は受託候補者が提案した事業計画に基づく準備が整わない場合又は協議の過程で受託候補者が辞退した場合は次点受託候補者と協議した上で、受注者として確定する。なお、次点候補者が準備に要した費用の補償は行わないものとする。
- (3) 受注者として確定した後、市と受注者は、本業務の実施にかかる令和9年度当初予算の成立を要件とし、令和9年4月1日付けで委託契約を締結するものとする。なお、当該予算案の可決が得られない場合には、本プロポーザルによる選定結果は無効となる。その場合、市は一切の損害賠償の責を負わないものとする。

8 担当部署(提出・問合せ先)

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号

福井市こども未来部こども育成課（別館2階）

TEL：0776（20）5566

FAX：0776（20）5434

電子メール：kodomokusei@city.fukui.lg.jp